

総社市砂川公園指定管理者
募集要項

令和7年8月

総社市建設部 都市計画課

目 次

1	募集の趣旨	4
2	対象施設の概要	4
	（1）名称	
	（2）所在地	
	（3）施設の内容	
3	指定管理期間	4
4	指定管理者が行う業務	4
5	指定管理料	4
6	管理の基準	4
	（1）管理事務所の開所時間及び休業日	
	（2）使用許可	
	（3）利用の制限	
	（4）関連法令等の遵守	
7	利用料金	5
8	自主事業	5
9	応募資格	5
10	応募方法等	6
	（1）募集要項等の配布	
	（2）公募説明会及び施設見学会	
	（3）質問の受付	
	（4）応募方法	
	（5）辞退	
	（6）失格	

1 1	選定方法	8
	(1) 選定基準, 選定方法について	
	(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査	
	(3) その他注意事項	
1 2	協定締結手続	9
1 3	主なスケジュール	1 1
1 4	問い合わせ先	1 1
別紙 1	指定管理リスク分担一覧表	1 2
別紙 2	評価内容	1 3
別紙 3	自主事業による収入額に関する評価基準書	1 4
	指定管理経費の縮減に関する評価基準書	

別添資料 (様式)

- ・ 応募表明書
- ・ 申請書類一覧
- ・ 指定管理者指定申請書 (様式第 1 号)
- ・ 公の施設の管理に係る事業計画書 (総社市砂川公園) (様式第 2 号)
- ・ 公の施設の管理に関する業務の収支計算書 (総社市砂川公園)
(様式第 3-1 号～第 3-5 号)
- ・ 誓約書 (様式第 4 号)
- ・ 総社市砂川公園管理運営費提案書 (様式第 5 号)
- ・ 法人等概要書 (様式第 6 号)
- ・ 辞退届 (様式第 7 号)
- ・ 合意届 (様式第 8 号)

総社市砂川公園指定管理者募集要項

1 募集の趣旨

総社市砂川公園の指定管理者について、現行の指定期間が令和8年3月31日に満了するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び総社市砂川公園条例（平成17年総社市条例第196号。以下「条例」という。）第3条の規定により、令和8年4月1日から総社市砂川公園の管理運営を行う指定管理者を、公募型プロポーザル方式により選定します。

2 対象施設の概要

- (1) 名称 総社市砂川公園
- (2) 所在地 総社市黒尾792番地1外
- (3) 施設の内容 総社市砂川公園指定管理者業務仕様書（以下「仕様書という。」）のとおり。

3 指定管理期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

4 指定管理者が行う業務

条例第5条に規定する業務（詳細は仕様書のとおり）

5 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は、上記に定める指定管理期間をとおして、

40,715千円以内（消費税及び地方消費税その他一切の経費を含む。）とします。

指定管理料の額及び支払いの方法は、指定管理者が提出する「公の施設の管理に係る事業計画書（総社市砂川公園）（様式第2号）」及び「公の施設の管理に関する業務の収支計算書（総社市砂川公園）（様式第3-1号～第3-5号）」に基づき、年度ごとの予算の範囲内で総社市と指定管理者が協議し、双方で締結する協定において定めるものとします。なお、災害等の予期せぬ事態が発生した場合の費用負担については、「（別紙1）指定管理リスク分担一覧表」に記載しています。

6 管理の基準

- (1) 管理事務所の開所時間及び休業日

条例第6条別表第1に規定するとおりですが、仕様書に定める開所時間を原則とします。ただし、指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、市長の承認を得て開所時間等を変更することができます。

(2) 使用許可

条例第7条、第8条、第9条及び第10条に規定するとおり

(3) 利用の制限

条例第8条に規定するとおり

(4) 関係法令等の遵守

指定管理者は、関係法令等を遵守するものとします(遵守すべき関係法令は仕様書のとおり)。

7 利用料金

地方自治法第244条の2第8項及び条例第9条第4項の規定により、利用料金は指定管理者の収入とします。

利用料金は条例第9条第2項の範囲内の額とし、市長の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

8 自主事業

指定管理者は、自主事業を計画し実施することができます。ただし、出店等については市長の承認が必要です。

9 応募資格

指定期間中、安全かつ円滑に総社市砂川公園を管理運営できる法人その他団体(以下「団体等」という。)とします。ただし、次に該当する団体等は応募できません。

- ① 県内に営業所等拠点施設を有しない団体等
- ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する団体等
- ③ 税(国税、都道府県税及び市町村税)を滞納している団体等
- ④ 手形又は銀行取引停止処分がなされ、または支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- ⑤ 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- ⑥ 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て(債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。)がなされた団体等
- ⑦ 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等

- ⑧次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくは、これらに準ずる地位に就任し、または実質的に経営等に関与している団体等
- ・暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に定義する者）

10 応募方法等

（1）募集要項等の配布

配布期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月26日（金）まで

配布方法：総社市ホームページに掲載します。必要な書類及び様式をダウンロードして使用してください。

（2）公募説明会及び施設見学会

応募方法、応募書類、指定管理業務等についての公募説明会及び施設見学会を開催します。公募説明会に参加しない場合は応募できませんので、**公募説明会には必ず参加してください。**なお、施設見学会への参加は任意とします。

日 時：令和7年9月17日（水）午前9時30分から

場 所：総社市役所6階 602会議室（公募説明会終了後、各自で砂川公園に移動します。）

申し込み：下記専用サイトより申し込みしてください。

U R L：https://logofom.jp/f/c1f68

申込期間：令和7年8月25日（月）から令和7年9月16日（火）午後1時まで

そ の 他：公募説明会及び施設見学会の参加人数は、1団体2名までとします。

（3）質問の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

質問方法：下記専用サイトより問い合わせしてください。

U R L：https://logofom.jp/f/C8v9D

受付期間：令和7年9月17日（水）午後1時から令和7年9月22日（月）午後1時まで

回 答：令和7年9月25日（木）に、総社市ホームページに掲載します。ただし、その質問を公表することによって、質問者が特定される恐れがある場合や、質問者が持つノウハウに関わると判断される場合、他社との競争上不利益を被る恐れのある場合等については、当該質問者にのみ電子メールまたは文書により回答します。

(4) 応募方法

別紙様式集に定める書類に必要事項を記入し、総社市役所建設部都市計画課（総社市役所5階58番窓口）へ、提出期限までの平日営業日、午前9時から午後4時の間に持参してください。申請書類に不備が無いこと等の確認を経た上で、申請を受け付けます。そのため、郵送やメールなどによる申請は受け付けません。

① 応募表明書

提出期限：令和7年9月26日（金）午後4時（必着）

提出書類：応募表明書

提出方法：窓口へ持参

② 申請書類 総社市砂川公園指定管理者募集要項（様式集）申請書類等一覧（以下「申請書類一覧という。」）のとおり

提出期間：令和7年9月26日（金）から令和7年10月10日（金）午後4時まで

提出方法：窓口へ持参

留意事項：以下にご留意ください。

ア 原本1部、副本7部（コピー可）の合計8部を提出してください。

イ 原本と副本が区別できるようにしてください。

ウ 申請書類はA4サイズ両面印刷を基本とし、申請書類一覧の項目番号順にインデックスを貼り、製本してください。

エ 共同企業体での申請の場合、申請書類一覧の、項目番号4から7までの書類については、その構成員である団体のものを含みます。

オ 申請のために生じる一切の費用は、申請者の負担とします。

カ 提出の際は事前連絡の上、日程調整を行ってください。

キ 公募説明会不参加の場合、応募表明書を提出していない場合、申請書類に不備がある場合は申請を受け付けません。

ク 提出期間以外での受け付けはしません。

ケ 都市計画課の内容点検により、記載内容が十分に確認できない場合等において、資料の追加や差し替えをお願いすることがあります。

コ 受け付けた申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

サ 受け付けた申請書類は返却しません。

シ 受け付けた申請書類の内容変更は、明らかな間違いを除き認めません。

(5) 辞退

応募表明書及び申請書類を提出した後に辞退する場合は、「辞退届（様式第7号）」により、令和7年10月10日（金）までに、都市計画課に申し出てください。

(6) 失格

申請者及びその関係者、コンサルタント等が、本件業務に従事する総社市建設部都市計画課職員及び総社市砂川公園指定管理者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）委員に対し、本件申請について接触することを禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格になることがあります。

また、申請書類に虚偽の記載があった場合、この要項に違反または著しく逸脱した場合、その他不正行為があった場合、申請書類提出以降に応募資格を満たさなくなった場合は、失格とします。

11 選定方法

(1) 選定基準、選定方法について

選定委員会においてプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施し、「(別紙2) 評価内容」に基づき総合的に審査します。選定委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を優先交渉者とし、次に総合得点が高い者を次点交渉者として選定します。

なお、総合得点が高点の場合は、総社市砂川公園管理運営経費提案書の金額、自主事業による収入額、緊急時の対応方針の順で、得点が高い者を高い順位とします。

また、審査は、申請者が1者の場合においても実施します。ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の50%以下となった者又は評価の基準ごとの全委員の合計得点において、0点があった者は、優先交渉者としません。

(2) プレゼンテーション・ヒアリング審査

プレゼンテーション・ヒアリング審査は、申請書類では伝えきれなかった内容について説明いただいたのち、選定委員会委員の質問に回答していただきます。

開催日：令和7年10月15日（水）（詳細については、後日申請者に通知します）

時間：1者あたり45分以内（プレゼンテーション30分、質疑応答15分）

出席者：会場への入室は1者あたり3名までとし、説明に当たっては、団体等の運営について説明ができる方、公園の運営方針について説明ができる方を含む人員で、御出席ください。

説明内容：以下の内容順に説明をお願いします。

- ①法人概要、施設管理実績
- ②基本方針
- ③効用発揮
- ④安定運営
- ⑤管理経費の縮減
- ⑥地域貢献と環境保護

資料：プレゼンテーションでは申請書類を使用してください。追加資料の使用は認

めません。なお、会場既設のモニターを使用することも可能ですので、モニター使用御希望の場合は、前日までに連絡してください。この場合使用するパソコンは、申請者が持参してください（HDMI ケーブルは総社市で準備します）。

審査結果：プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全申請者に対し、以下の事項を書面で通知するとともに、優先交渉者名は総社市ホームページで公表します。

なお、審査の内容・経過については公表しません。

また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けません。

- ・ 通知を受ける者の評価の基準ごとの得点
- ・ 優先交渉者名と評価の基準ごとの得点
- ・ その他の申請者名のない評価の基準ごとの得点一覧

（3）その他注意事項

- ・ 共同企業体を結成して申請する場合は、申請に関する事務を全て当該企業体の代表者を通じて行ってください。また、総社市が当該代表者に対して行った行為は、当該共同企業体全ての構成員に対して行ったものとみなします。
- ・ ひとつの団体等が複数の申請をすることはできません。また、ひとつの団体等が複数の共同企業体に加わることもできません。
- ・ 申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、総社市は、選定結果の公表等に必要の場合は、申請書類の内容を使用できるものとします。また、総社市情報公開条例に基づき、申請書類の内容について開示請求があった場合は、申請者と協議の上、申請者の競争上の地位を侵さない範囲で公開するものとします。
- ・ 優先交渉者として決定された後の事業計画の変更は原則として認めませんが、サービスの向上につながるものや軽微な変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもののみ、都市計画課と協議のうえ、認める場合があります。

12 協定締結手続

総社市と優先交渉者は、申請書類及び仕様書の内容に基づき、管理業務の詳細や業務の遂行に必要な具体的仕様条件などについて協議を実施し、必要に応じ、審査結果に影響の無い範囲で、仕様書の項目に追加又は変更を行い、協定の仕様に反映させることとします。

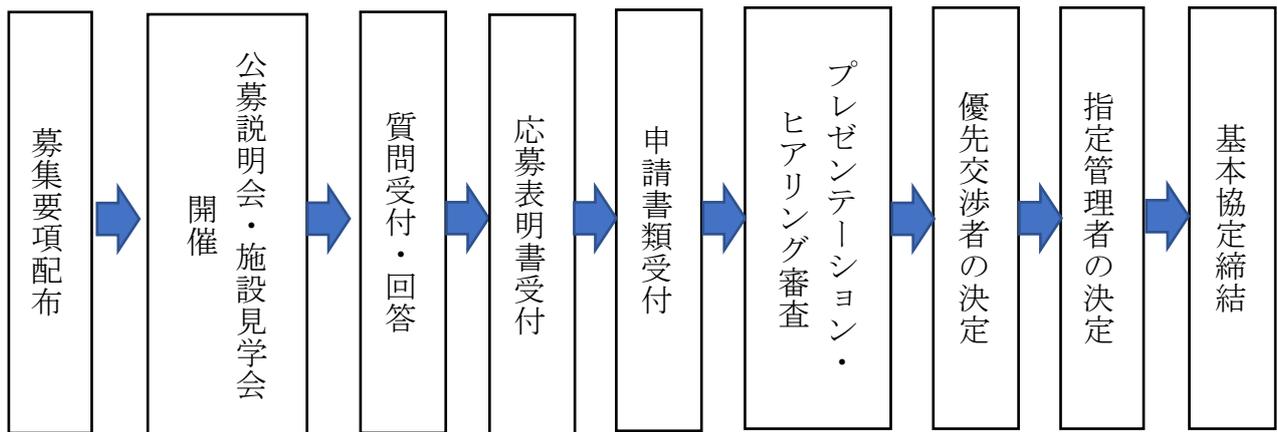
なお、協議日程については、総社市と優先交渉者の間で調整することとします。

協議後優先交渉者は、協議の結果合意にいたった場合は合意届（様式第8号）により、合意にいたらなかった場合は辞退届（様式第7号）により、令和7年11月10日（月）午後4時まで、都市計画課に申し出ることとします。

総社市は、合意届（様式第8号）を受け付けた場合は、引き続き優先交渉者と協定締結

に向けた業務を進めることとし、辞退届（様式第7号）を受け付けた場合は、次点交渉者と協定締結に向けて同様の協議を行うこととします。ただし、前述の提出期限までに、優先交渉者による合意届（様式第8号）又は辞退届（様式第7号）の提出が無い場合は、優先交渉者は申請を辞退したものとみなし、総社市は、次点交渉者と協定締結に向けて同様の協議を行うこととします。

13 主なスケジュール



月 日	内 容
令和7年8月25日(月)～ 9月26日(金)	募集要項配布
9月17日(水)	公募説明会・施設見学会開催
9月17日(水)～ 9月22日(月)	質問受付(回答:9月25日(木))
9月17日(水)～ 9月26日(金)	応募表明書受付
9月26日(金)～ 10月10日(金)	申請書類受付
10月15日(水)	プレゼンテーション・ヒアリング審査
10月中	優先交渉者の決定
12月中	指定管理者の決定
12月中	基本協定締結

14 問い合わせ先

総社市役所 建設部都市計画課
 住 所 〒719-1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号
 T E L 0866-92-8302
 電子メール tokei@city.soja.okayama.jp
 ホームページ <https://www.city.soja.okayama.jp>

別紙 1

指定管理リスク分担一覧表

分 類	概 要	市	指定管理者
制度・法令変更リスク	関係法令・許認可等の変更に係るリスク	○	
政治リスク	首長の交代, 政策方針の転換, 市の財政破綻等による指定管理の中止又は変更, コスト増大リスク	○	
	市議会により指定管理者指定議案が否決された場合のリスク		○
	管理運営期間中の市議会による予算執行停止等のリスク	○	
物価変動リスク	急激なインフレ・デフレにともなうコスト増減リスク	○	
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務破綻等のリスク		○
不可抗力	天災・暴動などの市及び指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない事由によるリスク	○	
自主事業リスク	自主事業の運営に関するリスク		○
管理運営計画リスク	管理運営の実施計画の不備等（入場者数見積の誤り等）によるリスク		○
管理瑕疵リスク	指定管理者の管理瑕疵に起因する損害等のリスク		○
施設構造リスク	施設構造に起因するリスク	○	注 1
許認可等取得リスク	管理運営に必要とされる許認可等を取得するリスク	注 2	○

注 1 : 指定管理者が, 施設構造の不備を認識しているにもかかわらず, 適切な対応を欠いている場合には, 指定管理者のリスクとします。

注 2 : 許認可等の取得につき, 市の協力を要する場合には, 市は合理的な範囲内でこれに協力します。

別紙 2 評価内容

項目	評価の基準 ※予定を含む	配点
基本方針	企業理念や管理方針は、公共施設の管理者にふさわしい内容か。	5
	一部の市民又は団体を優遇したり、不当に利用を制限する恐れはないか。	5
	個人情報保護制度に関して取扱い規定や職員教育、施設のセキュリティ等対策は検討されているか。	5
効用発揮	定期的にお客様のニーズを把握（アンケート等）し、運営に反映する計画であるか。	5
	冬場等閑散期における公園の有効利用について考えはあるか。	10
	定期的公園の魅力等を広く情報発信する計画はあるか。	5
安定運営	指定管理者を5年間継続できる組織力（実績・人員・資本等）は整っているか。	5
	苦情やトラブルに際し、指定管理者で解決できる組織体制となっているか。	5
	業務内容のマニュアル化等統一的な規定を定めているか。	5
	決裁権者等責任の所在を明らかにする組織体制となっているか。	5
	財務書類や固定資産台帳等を適正に記帳し、保存する体制は取られているか。	5
	熱中症予防など公園利用者の体調を守る対策はあるか。	10
	防犯・防災・救急など緊急時の対応方針を定めているか。	10
	維持管理を行う専門的知識（剪定やキャンプ等）は備わっているか。	5
	専門知識習得及び接客品質向上のための職員研修等は実施される予定か。	5
	維持管理を行うに必要な機材を有しているか。	5
	野生動物（猪やスズメ蜂等）の被害防止について、どのような対策を講ずるか。	5
	水まわりの美化・清潔化について、どのような対策を講ずるか（炊事棟・シャワー棟・トイレ等）。	5
	園内のゴミ処理について計画はあるか（大量に発生する草や樹木等含む）。	5
管理経費の縮減	経費削減とサービスの品質をどのように両立するか。	10
	収入の内訳・支出の積算根拠は妥当な内容であるか。	5
	自主事業による収入額について評価する。 別紙「自主事業による収入額に関する評価基準書」のとおり	15
	総社市砂川公園管理運営費提案書の金額について評価する。 別紙「指定管理経費の縮減に関する評価基準書」のとおり	20
地域貢献と環境保護	農業用水取水期（6月から9月末）における農業用水取水口用地監視人配置の有無と条件	15
	農業用水取水期（6月から9月末）における農業用水路の置石等除去のための巡回回数	10
	来園者のゴミの持ち帰りの徹底について対策は提案されているか。	5
	地域の意見を運営に反映させる考えはあるか。	5
	砂川の豊かな自然環境について、周辺環境も含め保護していく提案はあるか。	5
	合計	200

別紙 3

自主事業による収入額に関する評価基準書

自主事業収入平均額（年あたり）について、
提案額（指定管理期間平均額）÷90,000円（現行実績額：R3 から R6 の期間平均額）=a とし、
a ≤ 1 の場合・・・0 点
a ≥ 1 の場合・・・1 を上回る値をポイントとし、次の評価を行う。

申請者のポイント数÷最高ポイント×15 点
※小数点第三位以下は切り捨て

指定管理経費の縮減に関する評価基準書

- 自主事業や経費削減により指定管理料の縮減を行う提案について、次のとおり評価する。
- 予算の上限額（4,071万円）の5%（200万円）以上の削減を満点とし配点する。

評点	削減額（5年間）	管理運営提案書記載額
20点	200万円以上	3,871万円以下
18点	180万円以上	3,872万円～3,891万円
16点	160万円以上	3,892万円～3,911万円
14点	140万円以上	3,912万円～3,931万円
12点	120万円以上	3,932万円～3,951万円
10点	100万円以上	3,952万円～3,971万円
8点	80万円以上	3,972万円～3,991万円
6点	60万円以上	3,992万円～4,011万円
4点	40万円以上	4,012万円～4,031万円
2点	20万円以上	4,032万円～4,051万円
1点	20万円未満	4,052万円～4,071万円